

## 告示

### 埼玉県告示第四百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成五年埼玉県告示第千六百三十一号で告示した小川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 施行者の名称

小川町

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

小川都市計画下水道事業小川公共下水道

#### 三 事業施行期間

平成五年十一月三十日から令和七年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

イ 汚水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

平成五年埼玉県告示第千六百三十一号、平成九年埼玉県告示第千五百九十六号、平成十四年埼玉県告示第三百五十二号、平成十七年埼玉県告示第七百三十五号、平成二十年埼玉県告示第五百二号、平成二十三年埼玉県告示第四百六号及び平成二十八年埼玉県告示第二百九十七号の事業地に小川町大字腰越字大久保、字岩具戸、字堀ノ内、字南及び字後山、大字増尾字花ノ木、大字木部字深田、字神戸及び字前田、大字勝呂字宮山、字深田及び字前田を加え、小川町大字小川字大豆五駄、字中郷、字平松、字下広地及び日向山、大字大塚字寺峯及び字小峯、大字下里字松本、字上野台及び字水穴、大字角山字内出及び字上川原、大字腰越字小瀬田、字金井、字清水及び字北早道、大字増尾字山副及び字小金井、大字飯田字蟹沢並びに大字高山字梶山、字願所、字飯森山及び字日影山において事業地を変更する。

ロ 雨水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

変更なし